



介護保険料などを軽減

所得の少ない人などが対象 市独自の軽減制度

所得が少なく介護保険料などの支払いが困難な65歳以上（第1号被保険者）の人を対象に、帯広市独自の軽減制度があります。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、介護保険料は管理係、☎65・4150、介護サービス利用料は認定給付係、☎65・4151）

みんなで支え合う 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う制度です。介護保険の運営に必要なお金は、約半分を40歳以上の皆さんが負担する保険料で、残りを公費で賄っています。

表1 保険料段階別の対象者

所得段階	対象者	軽減が該当になる場合
第1段階	高齢福祉年金受給者または生活保護受給者	世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万9696円以下
	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	表2の合計収入の基準に該当するか、世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の39万9696円以下
第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	
第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第5段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	

第6段階以上(本人課税)の人は該当しません

表2 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	平成28年中の収入
単身世帯	130万円以下(入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下)
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

資産などにより軽減に該当しない場合があります

表3 サービス・利用料などの軽減制度

軽減されるサービスなど	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
1 在宅サービス ▶(介護予防) 訪問介護・通所介護 ▶(介護予防) 訪問入浴介護・訪問看護 ▶(介護予防) 訪問リハ・通所リハ ▶(介護予防) 認知症対応型通所介護 ▶(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ▶(介護予防) 短期入所生活介護 ▶(介護予防) 短期入所療養介護 ▶夜間対応型訪問介護 ▶地域密着型通所介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶看護小規模多機能型居宅介護 ▶総合事業によるサービスのうち、訪問介護、てだすけサービス、通所介護および、ふれあいサービス	50% = 内容 = ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス50万円 ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス100万円 ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）および地域密着型介護老人福祉施設	25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	生活保護受給者
3 生活保護受給者 ▶介護老人福祉施設 ▶地域密着型介護老人福祉施設 ▶(介護予防) 短期入所生活介護 ▶(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ▶看護小規模多機能型居宅介護	50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。	生活保護受給者

特別養護老人ホームや在宅サービスを利用する場合、表3の「軽減されるための条件」に全て当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減されることがあるので、利用者負担軽減の手続きをしてくださいます。詳細は、介護保険課か担当のケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

申請に必要なもの

- ①軽減が必要な人の印鑑
- ②世帯全員の平成27年1～12月の収入が分かる書類（平成27年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金、恩給の振込通知書など）
- ③世帯全員の預金通帳（平成27年1月～提出月までの内容が記載されているもの）、有価証券など

介護保険料の軽減申請の受け付け

軽減の対象者 預貯金などの資産を活用してもなお生活が困難な人で、次のいずれかに該当する場合です。

▼平成29年度の保険料段階※が表1の第2段階から第5段階になる見込みの人で、平成28年中の世帯全員の収入額が表2の基準に該当する場合は、5月8日(月)～16日(火)、8時45分～17時30分(土・日曜日は除く) 場所 介護保険課(市庁舎1階) 申請に必要なもの

特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と納付猶予の制度があります。災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護保険課へ相談してください。

受付日時 5月8日(月)～16日(火)、8時45分～17時30分(土・日曜日は除く)

自宅買い換えに伴う介護保険料の軽減制度

平成28年中に自宅を売却し、売却した日から平成29年12月末までに自宅を購入した人を対象に、平成29年度分の保険料を軽減する制度があります。詳細は問い合わせください。

計を主として維持している人が、次のいずれかに当てはまる場合

▼災害や火災などで家財に著しい損害を受けたとき

▼死亡や心身障害、3カ月以上の長期入院による著しい収入減があったとき

▼事業などの休業や損失、失業による著しい収入減があったとき

▼冷害などで農作物が不作になり著しい収入減があったとき